

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		1. 就学援助制度の周知方法																																				
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)											(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)											(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)						(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の力の内容		
ア 教育委員会のウェブサイト	イ 自治体の広報誌等	ウ 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ 就学支援センターの入学説明会の際に学校説明会と併せて就学援助制度の書類を配布	オ 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ 毎年度の進級時や学年末に学校で就学援助制度の書類を配布	ク 民生委員や児童委員から児童生徒がいる世帯へカー等から案内を配付	コ その他	(2) (1)の○の内容											(4) (3)の○の内容・補足事項						(6) (5)の○の内容						(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の力の内容
ア 申請締切を規定し、期間内の申請のみ受け付け	イ 随時申請を受け付けており、年度当初から随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	ウ 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ 各学校で申請締切を定め、各学期開始から随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	オ その他	(4) (3)の○の内容・補足事項											(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)						(6) (5)の○の内容						(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の力の内容				
ア 申請を希望する者が学校に提出	イ 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	オ 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	カ 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ その他	(6) (5)の○の内容											(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の力の内容														
ア 目につけやすい文字やイラストや平易な文面の使用	イ 漢字にはフリガナを付記	ウ 援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ 各年度の援助額や年間総援助額の記載	オ 外国語の申請書を作成	カ その他	(8) (7)の力の内容																																
26	26	17	3	10	14	13	17	24	2	4	4	4	0	1	25	0	0	0	21	0	4	0	1	0	0	0	0	11	1	5	7	1	5	6				
宮崎県	宮崎市	○			○		○	○			○	市外からの転入学児童生徒にもその都度案内を配付。			○				○										○	○	○							
宮崎県	都城市	○			○			○							○				○										○									
宮崎県	延岡市	○			○		○	○							○				○								○											
宮崎県	日南市	○				○		○			○	市が実施する就学時健診の際に説明会で書類を配布。			○				○										○	○								
宮崎県	小林市	○		○	○		○	○							○				○								○		○									
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○		○							○				○														特になし					
宮崎県	串間市	○			○	○	○	○							○				○												○	学校から制度の周知～申請受付までしていただくことで、保護者の認知度向上を図っている。						
宮崎県	西都市	○			○	○	○	○			○	各学校に対し、制度を書面で通知。市の公式LINEにて情報を発信。			○						○						○			○								
宮崎県	えびの市	○		○				○							○						○										○	全保護者に対して就学援助制度の案内を送付している						
宮崎県	三股町	○	○		○			○							○				○								○											
宮崎県	高原町			○	○	○	○			○					○							○					○	○										
宮崎県	国富町	○			○			○							○				○								○											
宮崎県	綾町	○		○	○		○	○							○				○																			
宮崎県	高鍋町					○		○							○				○											○								
宮崎県	新富町	○	○	○				○		○					○				○												○	案内文書を全児童に配布						
宮崎県	西米良村	○		○		○	○	○						○							○								○	○								
宮崎県	木城町			○		○	○	○							○				○								○											
宮崎県	川南町	○		○	○	○	○	○							○				○								○			○								
宮崎県	都農町						○	○	○						○						○																	
宮崎県	門川町	○				○	○	○							○				○																			
宮崎県	藤塚村								○						○				○											○		民生委員、児童委員の協力を仰ぎ、もれなく申請がなされるよう村民全体で取り組んでいる。						
宮崎県	椎葉村			○	○	○	○	○	○	○	○	福祉保健課、社会福祉協議会等からの情報を元に関係機関を通じて困難世帯へ書類を配布。			○				○											○								
宮崎県	美郷町	○					○	○		○					○				○									○										
宮崎県	高千穂町				○		○	○							○				○								○				○	全小中学校の全保護者へ就学支援制度の案内文書を配付し周知している。また、学校で就学援助の必要な世帯には個別に案内を配付し周知をしている						
宮崎県	日之影町						○	○							○				○																			
宮崎県	五ヶ瀬町					○		○							○				○								○											

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																																						
		2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び要要保護)																																						
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																						
		＜小学校＞ (1) 実施・検討状況について							＜小学校＞ (2) (1)の力の内容	＜小学校＞ (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				＜小学校＞ (4) (1)でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)							＜小学校＞ (5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法(あてはまるもの全てに○)							＜小学校＞ (6) (5)のコの内容	＜小学校＞ (7) (4)でア、イ、ウ、エに○をした場合、(入学前支給の) ①周知時期 ②申請期日 ③(アの場合)支給時期			＜小学校＞ (8) (1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)					＜小学校＞ (9) (8)のエ及びオの内容			
ア 入学前支給を行っている	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ 入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ、令和5年度(令和6年度新入学分)以前	ウ、令和6年度(令和7年度新入学分)以降		エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬(入学式前)	ア、教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ、自治体の広報紙等に案内を掲載	ウ、就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学案内を配布	オ、学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ、域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ、域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布(兄弟姉妹がいる場合など)	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布		ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ、その他	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などによる、支給に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、(入学前支給とは異なる)独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他					
26	26	19	1	4	1	0	1	1	19	1	0	0	0	0	0	0	2	4	13	0	4	3	5	11	6	1	1	0	3	3	3	0	0	0	0	2	1	1	2	
宮崎県	宮崎市	○							○										○				○																	
宮崎県	都城市	○							○										○				○																	
宮崎県	延岡市	○							○										○				○																	
宮崎県	日南市	○							○									○						○				○												
宮崎県	小林市	○							○									○					○																	
宮崎県	日向市	○							○									○			○	○	○	○																
宮崎県	串間市	○							○									○			○		○	○																
宮崎県	西都市	○							○									○		○				○	○															
宮崎県	えびの市	○							○							○						○																		
宮崎県	三股町	○							○								○				○		○																	
宮崎県	高原町	○							○									○				○	○																	
宮崎県	国富町	○							○								○			○			○	○																
宮崎県	綾町	○							○									○		○			○	○																
宮崎県	高鍋町	○							○									○				○		○																
宮崎県	新富町	○							○									○			○	○							○											
宮崎県	西米良村					○																																		
宮崎県	木城町						○																																	
宮崎県	川南町	○							○								○												○											
宮崎県	都農町	○							○										○							○			○											
宮崎県	門川町		○						○																															
宮崎県	藤塚村			○																																○				
宮崎県	椎葉村			○																																○				
宮崎県	美郷町	○							○										○							○														
宮崎県	高千穂町	○							○										○				○	○																
宮崎県	日之影町			○																																○				
宮崎県	五ヶ瀬町			○																																○				

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び要要保護)																							3. 家計急変世帯の認定について(要要保護)													
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							(1) 当てはまるもの1つに○										(2) (1)のキの内容			
		＜中学校＞ (1) 実施・検討状況について							＜中学校＞ (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							＜中学校＞ (4) (1)でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)								＜中学校＞ (5) (1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)							ア 従前より家計急変世帯の認定を行っている イ 新たに認定基準を整理し、その基準に準拠して事例により認定 ウ 相談があった場合、事例に準拠して事例により認定 エ 就学援助制度以外の経済的支援により対応 オ 新たに認定基準を整理している カ その他 キ その他							
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜中学校＞ (2) (1)の力の内容	ア. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和6年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和7年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜中学校＞ (6) (5)のエ及びオの内容	ア 従前より家計急変世帯の認定を行っている	イ 新たに認定基準を整理し、その基準に準拠して事例により認定	ウ 相談があった場合、事例に準拠して事例により認定	エ 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ 新たに認定基準を整理している	カ その他	キ その他				
26	26	20	1	4	1	0	0	0	20	1	0	0	0	0	0	0	2	5	13	0	0	0	2	1	1	2	7	0	19	0	0	0	0	0	0			
宮崎県	宮崎市	○							○										○										○									
宮崎県	都城市	○							○										○										○									
宮崎県	延岡市	○							○										○										○									
宮崎県	日南市	○							○									○									○											
宮崎県	小林市	○							○									○										○										
宮崎県	日向市	○							○									○									○											
宮崎県	串間市	○							○									○										○										
宮崎県	西都市	○							○									○										○										
宮崎県	えびの市	○							○								○												○									
宮崎県	三股町	○							○									○											○									
宮崎県	高原町	○							○									○											○									
宮崎県	国富町	○							○									○									○											
宮崎県	綾町	○							○									○									○											
宮崎県	高鍋町	○							○									○									○											
宮崎県	新富町	○							○									○										○										
宮崎県	西米良村				○																							○										
宮崎県	木城町	○							○										○									○										
宮崎県	川南町	○							○								○											○										
宮崎県	都農町	○							○										○									○										
宮崎県	門川町		○						○																			○										
宮崎県	藤塚村			○																			○					○										
宮崎県	椎葉村			○																				○				○										
宮崎県	美郷町	○							○										○									○										
宮崎県	高千穂町	○							○										○								○											
宮崎県	日之影町			○																			○					○										
宮崎県	五ヶ瀬町			○																			○					○										

[illegible]

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																														(2)補足事項														
		7. 令和5年度事業保護就学援助額																																												
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																												
		(1) 費目毎の援助額																																												
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																				
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項							
26	26	26	0	0	9	9	9	16	16	1	0	26	0	0	8	8	8	18	18	0	0	5	2	2	3	3	3	3	1	0	0	1	26	6	6	16	16	16	4	4	0	0	6			
宮城県	宮崎市	○					○	11630			○					○	54060			○			○	40020	18778					○			○	22690	14749											
宮城県	都城市	○							○		○					○	54060												○			○	22690	13742										学用品費と通学用品費は「学用品費及び通学用品費」という費目で支給しており、第1学年は9,360円、その他の学年は11,630円が上限額となっている。支給平均額は10,326円。		
宮城県	延岡市	○					○	11630			○					○	54060			○			○	40020	0					○			○	22690	11907											
宮城県	日南市	○					○	11630			○					○	54060			○	○		13202						○			○	22690	13925												
宮城県	小林市	○					○	11630			○					○	54060												○			○	22690	11273												
宮城県	日向市	○					○	11630			○					○	54060												○			○	22690	11735												
宮城県	串間市	○					○	11630			○					○	54060												○			○	22690	12189												
宮城県	西都市	○					○	11630			○					○	54060												○	○		13976												日本スポーツ振興センター掛金・4月認定者のみ対象		
宮城県	えびの市	○					○	11630			○					○	54060												○			○	22690	12558												
宮城県	三股町	○			○	11630	11630				○			○	54060	54060													○			○	22690	13997												
宮城県	高原町	○			○	11630	11630				○			○	54060	54060													○			○	22690	22690												
宮城県	国富町	○			○	11630	11072				○			○	54060	54060													○			○	22690	14027										・「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は、実績なし。		
宮城県	綾町	○			○	11630	11500				○			○	51060	51060					○			○	40020	0							○			○	22690	13900								
宮城県	高鍋町	○			○	11630	11630				○			○	51060	51060													○	○		13120												・通学用品費については学用品費とまとめて支給。 ・令和5年度よりオンライン学習通信費を支給予定。1世帯当たり14,000円を支給する方向で調整中。		
宮城県	新富町	○					○	11630			○					○	54060												○						○	22690										
宮城県	西米良村	○					○	11420			○					○	20470										○			○				○	10000											
宮城県	木城町	○					○	11630			○					○	54060												○			○	17500	9453												
宮城県	川南町	○			○	11630	11630				○			○	54060	54060													○	○		10119														
宮城県	都農町	○					○	11630			○					○	51060				○	○		24624						○			○	22690	16628										クラブ活動費及びオンライン学習通信費については、令和4年度の実績はなし。	
宮城県	門川町	○			○	11630	11139				○					○	51060												○			○	22690	9985												
宮城県	隼塚村	○					○	11630			○					○	54060												○					○	22690											
宮城県	椎葉村	○			○	11630	11630				○			○	54060	51060													○	○		実費														
宮城県	美郷町	○					○	11630			○					○	54060												○					○	22690										町独自に、子ども医療費・給食費の無償化を実施している。校外活動費(宿泊を伴わないもの)(宿泊を伴うもの)についても、実施がなかった為、支給実績なし。	
宮城県	高千穂町	○					○	11630			○					○	54060												○			○	22690	14800												
宮城県	日之影町	○					○	11630			○					○	54060												○	○		23236														
宮城県	玉ヶ根町	○			○	11630	11630				○			○	51060	51060													○	○		17744														

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																														8. その他															
		7. 令和5年度事業保護就学援助額																																													
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																													
		(1) 費目毎の援助額																								(2) 補足事項																					
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																	
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項								
26	26	26	0	0	9	9	9	16	16	1	0	26	0	0	8	8	8	18	18	0	0	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	26	6	6	16	16	16	4	4	0	0	11	1				
宮崎県	宮崎市	○					○	22730				○					○	63000			○			○	80880	43639					○			○	60910	42589											
宮崎県	都城市	○								○							○	63000													○			○	60910	52836								学用品費と通学用品費は「学用品費及び通学用品費」という費目で支給しており、第1年生は20,460円、第2、3年生は22,730円が上限額となっている。支給平均額は21,930円。体育実技用具費は柔道・剣道のみ支給しており、柔道は上限額7,650円、剣道は52,900円となっている。平均支給額は柔道が11,163円、剣道は0円（支給実績なし）。			
宮崎県	延岡市	○					○	22730				○					○	60000			○			○	80880	0					○			○	60910	38332								・通学費、郊外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし			
宮崎県	日南市	○					○	22730				○					○	60000			○	○		16355						○			○	60910	41520												
宮崎県	小林市	○					○	22730				○					○	63000											○			○	60910	39642													
宮崎県	日向市	○					○	22730				○					○	63000											○			○	60910	42198										校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給実績なし			
宮崎県	串間市	○					○	22730				○					○	63000											○			○	60910	52636													
宮崎県	西都市	○					○	22730				○					○	63000											○	○	42648													日本スポーツ振興センター掛金：4月認定者のみ対象			
宮崎県	えびの市	○					○	22730				○					○	63000											○			○	60910	46882													
宮崎県	三股町	○			○		22730	22730				○			○	63000	60000												○			○	60910	44000													
宮崎県	高原町	○			○		22730	22730				○			○	63000	63000												○			○	60910	60910													
宮崎県	国富町	○			○		22730	22005				○			○	63000	60000												○			○	60910	43290											・「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」と「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は、実績なし。		
宮崎県	綾町	○			○		22730	22671				○			○	60000	60000				○			○	80880	0						実績なし	○		○	60910	50546										
宮崎県	高鍋町	○			○		22730	22730				○			○	60000	60000												○	○	42012														・体育実技用具費、校外活動費については、実績なし。 ・通学用品費については学用品費とまとめて支給。 ・令和5年度よりオンライン学習通信費を支給予定。1世帯当たり14,000円を支給する方向で調査中。		
宮崎県	新富町	○					○	22730				○					○	60000										○						○	60910												
宮崎県	西米良村	○					○	22320				○					○	23550											○				○	10000													
宮崎県	木城町	○					○	22730				○					○	63000										○				○	40000	35936													
宮崎県	川南町	○			○		22730	22730				○			○	63000	63000												○	○	34860																
宮崎県	都農町	○					○	22730				○					○	60000			○	○		0					○			○	60910	27834											通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）及びオンライン学習通信費については、令和4年度の実績はなし。		
宮崎県	門川町	○			○		22730	21805				○					○	60000										○			○	60910	30085												中学校の就学援助における体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）及び校外活動費（宿泊を伴うもの）については、事業実施なしのため支出なし。		
宮崎県	隼郷村	○					○	22730				○					○	63000										○						○	60910												
宮崎県	椎葉村	○			○		22730	22730				○			○	60000	60000											○	○	実費															全児童・生徒を対象として、 ○通距離通学費の補助（通学距離が4km以上 1,000円/月、通学距離が6km以上 1,500円/月、その他） 年11か月分 ○給食費差額補助、地産地消費材支援などによる、保護者の負担軽減		
宮崎県	美郷町	○					○	22730				○					○	60000										○			○	60910														町独自に、子ども医療費・給食費の無償化を実施している。校外活動費（宿泊を伴わないもの）（宿泊を伴うもの）についても、実施がなかった為、支給実績なし。	
宮崎県	高千穂町	○					○	22730				○					○	60000										○			○	60910	60910												前年度より学校給食費平均支給額が減っているが、令和4年度に金小中学校児童生徒分の学校給食費2ヶ月分を補助したため、就学援助での支給額が減っている。		
宮崎県	日之影町	○					○	22730				○					○	60000										○	○	65000																医療費については、実績なし	
宮崎県	五ヶ瀬町	○			○		22730	22730				○			○	60000	60000											○	○	31206																	